

親子法改正要綱の解説

第6回 認知制度の見直し

法制委員会委員 中本 純志 (66期)
法制委員会副委員長 稲村 晃伸 (60期)

1 要綱*1のポイント

(1) 事実に反する認知に関する規律の見直し

事実に反する認知（血縁関係のない者がした認知。以下「不実認知」という）は現行法上無効とされているところ、民法786条は、子その他の利害関係人に、特段の期間制限なく、広範にその無効主張を認めている。これを以下のアのように改めて大幅な主張制限を設けるとともに、いくつか関連する規定を設ける（イ・ウ）。

ア 認知無効の主張権者、主張期間、主張方法

- i 不実認知について、①子又はその法定代理人、②認知をした者、③子の母は、認知した時（②の場合）又は認知があったことを知った時（①及び③の場合）から7年以内に限り、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、③子の母については、認知無効の主張が子の利益を害することが明らかなきは認知の無効の訴えを提起することができない（要綱第5の1(1)①）。
- ii 子の意思を尊重し、iの出訴期間の例外として、子自身（法定代理人による場合は除く）が認知の無効の訴えを提起する場合、認知をした者と認知後に継続して同居した期間が3年未満であるときは、子が21歳に達するまでは、訴え提起が許される。ただし、認知をした者による養育の状況に照らして、認知をした者の利益を著しく害するときは、この限りではない（要綱第5の1(1)②③）。

イ 子の監護のための費用の償還に関する規律

認知の無効の訴えにより認知が無効とされた者は、子に対して、自らが支出した子の監護のための費用の償還を求めることはできない（要綱第5の1(1)④）。

ウ 人事訴訟法、家事事件手続法の規律の新設

子又は認知をした者が死亡した場合について、一定の利害関係人のため、地位の承継等に関する規律を設ける（要綱第5の1(2)(3)）。

(2) 国籍法の規律の見直し

虚偽の認知による国籍の不正取得を防止するため、認知による国籍取得について定めた国籍法3条の規定は、不実認知の場合には適用されないことを同法に明示する（要綱第5の2）。

2 本改正の意義・必要性

不実認知に関する民法786条の規律は、無効の主張権者の範囲が広範で、期間制限もないため子の身分関係がいつまでも安定しないし、嫡出否認の訴え提起には厳格な制限が設けられていることと著しく均衡を欠くと批判されていた。

そこで、認知された子の身分関係の安定を図るため、無効の主張権者・主張期間・主張方法に相当の制限を加えることとした。嫡出否認権の行使要件が緩和されること（要綱第3、本連載第4回参照）とあわせて、認知無効と嫡出否認の規律の不均衡は大幅に是正される。

もっとも、婚姻制度を基礎とする嫡出推定と異なり、認知は認知者単独の届け出のみで成立するものであることを考慮し、認知無効の訴えの方が出訴期間が長く（7年。嫡出否認は3年）、主観的起算点（「認知を知った時」）が採用されるなど違いも残る。

3 実務に与える影響

- (1) 現行民法の規律を大きく変えるため、実務に与える影響は少なくない。
- (2) 理論的には、認知無効の性質について、従来形成無効説と当然無効説が対立していたところ、要綱は、不実認知の主張は認知無効の訴えによるべきこととし（上記1(1)アi）形成無効説に立つことを明らかにしたので、この対立は解消する。
- (3) 要綱は、あくまで不実認知の場合の認知無効に関する規律の見直しであり、他の事由による認知無効や認知取消しに関する問題は、引き続き解釈に委ねられる。

*1：本要綱（「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」）は、令和4年2月に法制審から法相に答申され、同年10月14日に閣議決定されたが、本稿執筆時点では改正法案は国会に提出されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。